

令和7年9月22日	
所 属	消防局企画管理課
所属長	大庭 好治
電 話	06-6481-3961

## 消防局職員の処分について

### 1 被処分者及び処分内容

- 職員A  
消防局 消防士 懲戒 減給3月(1/10)  
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号によるもの)
- 職員B  
消防局 消防司令 訓戒  
(訓戒等の措置に関する要綱第3項第1号によるもの)

### 2 処分年月日

令和7年9月22日(月)

### 3 処分の概要

- 職員A  
職員Aは、令和6年12月28日(土)から翌29日(日)にかけて友人3人と飲酒のうえ帰宅途上、友人のうち1人が一般人に殴打され流血したことに腹を立て、当該一般人の顔を一回殴打し負傷させたもの。
- 職員B  
職員Bは、令和7年1月16日(木)に職員Aから上記(1)の事案に係る今後の対応について相談されたにも関わらず、軽微な事案であるとの早計な判断により、上司への報告及び部下への具体的指導を怠り、対応の遅延を招いたもの。

以 上